

上野原市重度心身障害者医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月18日

上野原市長

上野原市規則第7号

上野原市重度心身障害者医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則

(上野原市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の一部改正)

第1条 上野原市重度心身障害者医療費助成条例施行規則(平成17年上野原市規則第80号)の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「医療保険各法に規定する」の次に「入院時食事療養費、」を加える。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第3条関係)

(表)

上野原市重度心身障害者医療費助成金受給資格者証								
公費負担者番号								
受給者番号								
被保険者等記号 番号								
保険種別								
保険者番号								
受 給 者	住 所							
	氏 名							
	生年月日	年 月 日						
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで							
上野原市長 印								
交付年月日	年 月 日							

(裏)

◇ 注 意 事 項 ◇

- 1 この受給資格者証(以下「証」という。)は、あなたの支払う医療費について助成を受けることができる証ですから大切に保管してください。
- 2 この証は、マイナ保険証等と一緒に医療機関の窓口に提示してください。
- 3 受給資格がなくなったときは、速やかにこの証を市長に返してください。
- 4 氏名、住所に変更が生じた場合は、この証を添えて速やかに市長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があった場合は、この証を添えて速やかに市長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、速やかに市長にその旨を届け出てください。
- 7 有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市長に返してください。
- 8 この証にて受けられる助成は、医療保険の対象となる医療費のみです。(入院時食事療養費(出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者以外の者)、生活療養費、医療保険外診療行為、医療保険の対象とならないものなどは助成の対象となりません。)
- 9 問い合わせ先

(上野原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 上野原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則（平成18年上野原市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第3号中「医療保険各法に規定する」の次に「入院時食事療養費（出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）」を加える。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第2条関係)

(表)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 上野原市ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証 </div>								
公費負担者番号								
受給者番号								
被保険者等記号・番号								
保険種別								
保険者番号								
受 給 者	住 所							
	氏 名							
	生 年 月 日	年	月	日				
有効期間			年	月	日から			
		年	月	日まで				
上野原市長 印								
交付年月日			年	月	日			

(裏)

◇ 注 意 事 項 ◇

- 1 この受給資格者証(以下「証」という。)は、あなたの支払う医療費について助成を受けることができる証ですから大切に保管してください。
- 2 この証は、マイナ保険証等と一緒に医療機関の窓口で提示してください。提示がない場合は、医療保険で定める一部負担金を窓口にて支払っていただくこととなります。
- 3 受給資格がなくなったときは、速やかにこの証を市長に返してください。
- 4 氏名、住所に変更が生じた場合は、この証を添えて速やかに市長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があった場合は、この証を添えて速やかに市長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、速やかに市長にその旨を届け出てください。
- 7 有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市長に返してください。
- 8 この証にて受けられる助成は、医療保険の対象となる医療費のみです。(入院時食事療養費(出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者以外の者)、生活療養費、医療保険外診療行為、医療保険の対象にならないものなどは助成の対象となりません。)
- 9 問い合わせ先

(上野原市子ども医療費助成に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 上野原市子ども医療費助成に関する条例施行規則(平成20年上野原市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「満15歳」を「満18歳」に改める。

第8条第3号中「医療保険各法に規定する」の次に「入院時食事療養費、」を加える。

様式第2号を次のように改める。

上野原市子ども医療費助成金受給資格者証

公費負担者番号								
受給者番号								
被保険者等の 記号番号								
保険種別								
保険者番号								
保護者	住所							
	氏名							
子ども	氏名							
	生年月日			年		月		日
有効期間	通院			年		月		日 から
				年		月		日 まで
	入院			年		月		日 から
				年		月		日 まで
上野原市長 印								
交付年月日				年		月		日

(裏)

◇ 注 意 事 項 ◇

- 1 この受給資格者証(以下「証」という。)は、あなたの支払う医療費について助成を受けることができる証ですから大切に保管してください。
- 2 この証は、マイナ保険証等と一緒に医療機関の窓口に提示してください。提示がない場合は、医療保険で定める一部負担金を窓口にて支払っていただくこととなります。
- 3 受給資格がなくなったときは、速やかにこの証を市長に返してください。
- 4 氏名、住所に変更が生じた場合は、この証を添えて速やかに市長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があった場合は、この証を添えて速やかに市長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、速やかに市長にその旨を届け出てください。
- 7 有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市長に返してください。
- 8 この証にて受けられる助成は、医療保険の対象となる医療費のみです。(生活療養費、医療保険外診療行為、医療保険の対象にならないものなどは助成の対象となりません。)
- 9 日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」を利用して医療機関で受診するときは、助成対象となりませんのでご注意ください。
- 10 問い合わせ先

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の上野原市重度心身障害者医療費助成条例施行規則、上野原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則及び上野原市子ども医療費助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降に受けた医療に係る医療費助成の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費助成金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の上野原市重度心身障害者医療費助成条例施行規則、上野原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則及び上野原市子ども医療費助成に関する条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。